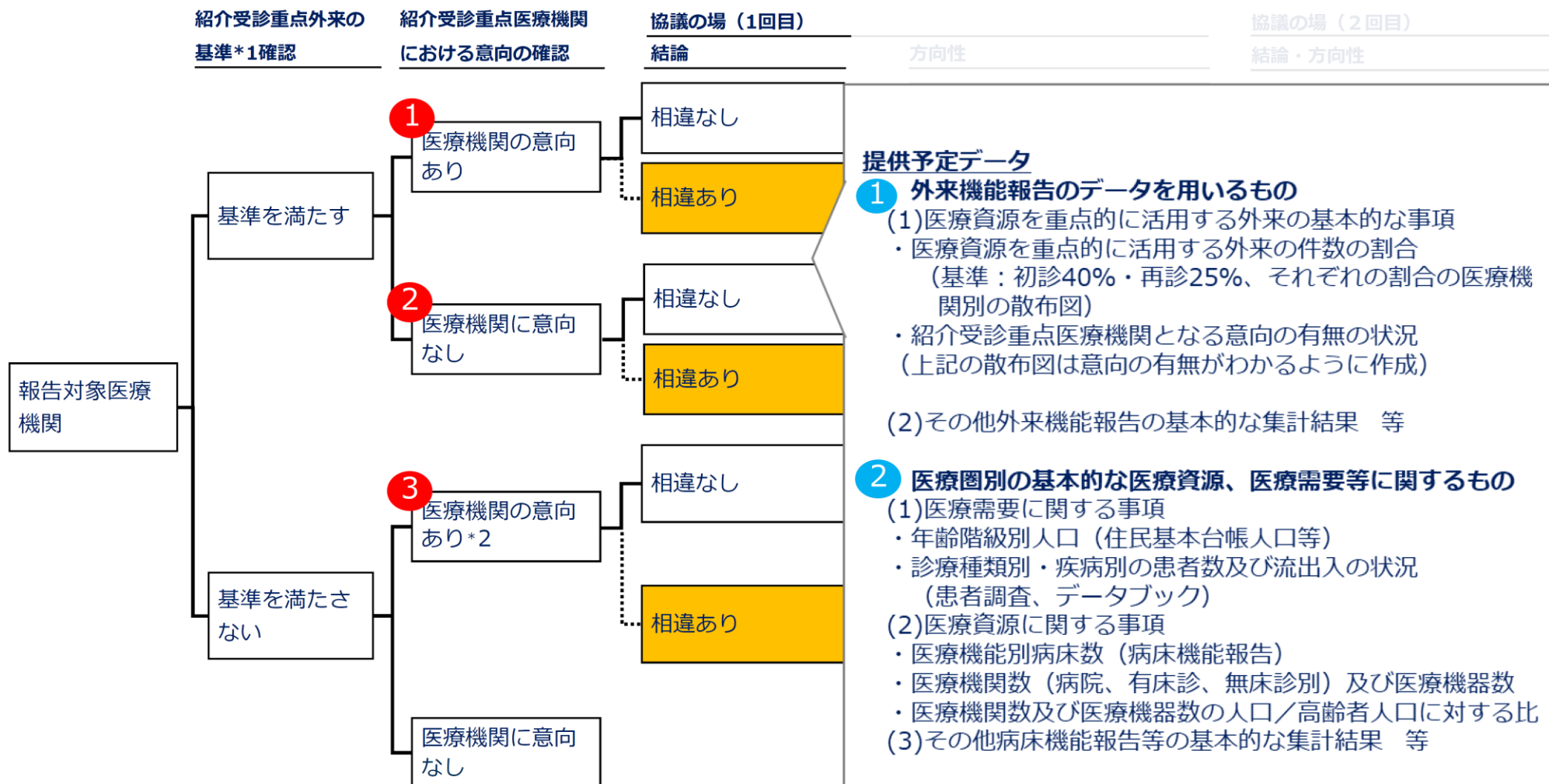


外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関の取りまとめ

協議の場での再協議が求められる



*1 紹介受診重点外来の基準：
 ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 *2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。
 *3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

（参考）「外来機能報告等に関するガイドライン」

質疑について

Q 二次医療圏ごとの整備目標はあるのか。

A 整備目標は設定していない。そのため、紹介受診重点医療機関のない二次医療圏ができることも考えられる。

Q 医療機関のメリット

A 令和4年度から連携強化診療情報提供料（150点／月）を設定

（対象患者に紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は診療所から紹介された患者を追加）

紹介受診重点医療機関として広告が可能

Q 基準を満たす地域医療支援病院や特定機能病院は、原則、紹介受診重点医療機関の指定を受けなければならないと考えるのか。

A 特定機能病院及び地域医療支援病院の多くは、これらの病院の性格上、紹介受診重点外来の基準を満たすことが想定されており、紹介受診重点外来の基準を満たす病院については、原則、紹介受診重点医療機関となることが望ましい。また、特定機能病院又は地域医療支援病院であって紹介受診重点外来の基準を満たさない病院については、地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を外来医療の協議の場等で確認することとする。

Q 医療機関からの意向が協議終了後に示された場合の取扱い

A 基本的には、外来機能報告により意向が確認されるものであり、随時の開催は例外的な扱い。やむを得ず、外来機能報告によらず、意向が示されるなどした場合は、可能な限り直近の調整会議で協議を行う。

Q 一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関における定額負担7,000円の徴収について、6か月の経過措置を設けることとされているが、起算日はいつか。

A 外来機能報告の診療報酬の起算日については公表日とされている。また、定額負担については公表日から6ヶ月の経過措置となる。

※厚生労働省のQ & A もご参照ください。

地域医療支援病院と紹介受診重点医療機関の比較について

| | 地域医療支援病院 | 紹介受診重点医療機関 |
|---------|---|---|
| 制度の趣旨 | 医療施設機能の体系化の一環として、医師の少ない地域を支援する役割を担い、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院（都道府県知事が個別に承認） | 患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目し、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化したもの（地域の協議の場の結果をとりまとめ公表） |
| 主な役割 | <ul style="list-style-type: none"> 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む） 医療機器の共同利用の実施 救急医療の提供 地域の医療従事者に対する研修の実施 | <p>以下に示す、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 ② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来 ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等） |
| 要件 | <ul style="list-style-type: none"> 紹介患者中心の医療を提供していること <ol style="list-style-type: none"> ① 紹介率80%以上 ② 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 ③ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上 救急医療を提供する能力を有する 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保している 地域医療従事者に対する研修を行っている 原則200床以上 等 <p>（開設主体） 原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人 等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（※）、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向、紹介率・逆紹介率（※※）等を参考にしつつ協議を行い、協議が整った場合、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表 <p>（※）初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上</p> <p>（※※）紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上</p> 特定機能病院や地域医療支援病院についても、医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たし、医療機関の意向と地域の協議の場での結論が一致した場合、紹介受診重点医療機関として広告することは可能。 |
| 根拠法・通知等 | <ul style="list-style-type: none"> 医療法（平成9年改正） 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（令和3年3月局長通知） | <ul style="list-style-type: none"> 医療法（令和3年改正） 外来機能報告等に関するガイドライン（令和4年3月） |
| 医療機関数 | 18病院（R4.8.1） ↓ | 未定 |

[南渡島]函館市医師会病院、市立函館病院 [上川中部]旭川赤十字病院、旭川医療センター、旭川厚生病院 [北網]北見赤十字病院、
[札幌]札幌北辰病院、KKR札幌医療センター、斗南病院、手稲溪仁会病院、市立札幌病院、JCHO北海道病院、北海道医療センター、札幌厚生病院
[十勝]北斗病院、帯広厚生病院 [釧路]釧路労災病院、市立釧路総合病院

参 考

令和4年4月1日施行の医療法の改正により、外来機能報告を踏まえて、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行うとともに、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（法第30条の18の2第1項第2号）として、「紹介受診重点医療機関」を明確化することとされた。

1 基本的な考え方

患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目し、紹介受診重点医療機関を明確化することとしたもの。

2 協議の内容

- ・ 紹介受診重点医療機関の取りまとめに向けた協議
 - ・ 外来機能の明確化・連携に向けた協議
- ※令和4年度は、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心とする。

3 協議の場及び参加者

- 地域医療構想調整会議を協議の場とする。
- 協議を行う場合、次の医療機関に協議の場への出席を求め、意見を聴取する。
なお、基準と意向が合致しない理由等の文書の提出に代えることも可とする。

- ・ 紹介受診重点医療機関の医療資源を重点的に活用する外来に関する基準に該当するものの、
外来機能報告において紹介受診重点医療機関としての役割を担う意向を有しない医療機関
- ・ 紹介受診重点医療機関の医療資源を重点的に活用する外来に関する基準に該当しないものの、
外来機能報告において紹介受診重点医療機関としての役割を担う意向を有する医療機関